

税務課だより

平成18年度町県民税・国民健康保険税申告受付について

平成18年度の申告が始まります。

この申告は、平成18年度の町県民税、国民健康保険税の課税、所得課税証明等の資料となる大切なものです。

申告をしなかった場合は、各種控除が認められず、ご本人に不利なことになりますので、申告書は期間内に提出してください。

申告受付期間

2月16日(木) ～ 3月15日(水)

(土・日曜日を除く。)

申告受付日程等

別表の日程で申告を受け付けます。申告会場に來られない方は郵送で申告するか、ご都合のよい日に本庁又は総合支所で申告をしてください。

郵送申告について

収入のない方、申告書の書き方について相談の必要がない方は郵送での申告をお勧め

します。「申告のてびき」を参考に申告して、必要書類を添付して返信用封筒で郵送してください。

なお郵送の際には次の点にご注意ください。

①氏名・電話番号は必ず記入してください。

②給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票を添付してください。

③各種控除を受ける方は領収書や証明書を必ず添付してください。

※平成18年度から国民年金、国民年金基金の証明書の添付が必要となります。

申告しなければならぬ人

平成18年1月1日現在の町に在住し、かつ次のいずれかに該当する人

①農業、営業等の所得者で平成17年中(平成17年1月1日～12月31日)に所得のあった人

②給与所得者で、給与の支払者が「給与支払報告」をいの町長に提出していない人の町長に提出していない人

③給与所得の他に地代、家賃配当、原稿料等の所得のあった人

④雑損、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、

社会保険料控除、寄付金控除を受けようとする人

⑤公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった人で、

前記④の控除及び小規模企業共済等掛金控除、寡婦(寡夫)控除、配偶者特別控除、同居老親などの扶養控除を受けようとする人

⑥所得課税証明の必要な人(老人医療、健康保険、児童扶養手当、福祉年金の関係で、証明が必要な人は申告しないと証明ができません。)

⑦国民健康保険の加入者及びその世帯の世帯主(収入の有無にかかわらず申告してください。)

⑧介護保険のサービスを受けようとする人

次に該当する人は申告の必要はありません。

①所得税の確定申告をする人

②給与所得者で、給与の支払者が「給与支払報告」をいの町長に提出している人

③生活扶助を受けている人

申告に必要なもの

①印鑑

②所得の算出の基礎となる書類、帳簿、領収書、源泉徴収票

③国民年金、国民年金基金、

小規模企業共済等掛金、生命保険、損害保険の証明書、医療費等の領収書又は証明書

注意

①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられませんので、忘れずにご持参ください。

※平成18年度の申告から社会保険料控除のうち国民年金、国民年金基金については、金額の多少に関わらず証明書の添付が必要となりました。

②申告は、個人単位です。同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告をしなければなりません。

問い合わせ先

税務課

☎893-1118

吾北総合支所住民課

☎867-2300

本川総合支所住民課

☎869-2112

伊野税務署から

所得税の確定申告と納税は3月15日(水)まで
税務署での申告相談及び申告書の受付が始まります。

平成17年分の所得税の確定申告の税務署での申告相談及び申告書の受付は、平成18年2月16日(木)から平成18年3月15日(水)までです。申告書は、郵送、時間外収受箱に投函することなどにより、提出することができます。

○消費税及び地方消費税の確定申告(個人事業者)も忘れなく

消費税及び地方消費税の確定申告(個人事業者)は、もうお済みですか。申告と納税は3月31日(金)までです。お早めに。(消費税の確定申告をしなればならない人)

○平成15年中の課税売り上げ高が1千万円を超える人

○平成15年中の課税売り上げ高が1千万円以下の人で平成16年12月31日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している人